

○周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱

令和6年12月1日農委要綱第14号

周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）における農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の規定による届出（周南市農業委員会会長専決規程（令和2年周南市農業委員会規程第2号）第2条第1号、第2号、第3号、第5号、第10号又は第12号に規定する届出をいう。以下同じ。）の受理（受けとって処理することをいう。以下同じ。）又は不受理（受理しないことをいう。以下同じ。）の決定及びその通知並びに受理後の取消しについて別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(様式を定めた届出書による届出)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる届出に係る届出書（周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第7号）に規定する様式を定めた届出書をいう。以下この条において同じ。）の提出があったときは、法により「あらかじめ農業委員会へ届け出て」とされた第1号、第2号及び第4号から第7号までの届出にあつては、直ちに届出者（届出をした者をいう。以下同じ。）に対して届出は適法に受理されるまでは、届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは当該届出に係る行為をしないよう指導するものとする。

- (1) 法第3条第1項第13号の規定による農地売買等事業による農地等の権利移動の届出
- (2) 法第3条第1項第14号の2の規定による農地中間管理事業による農地等の権利移動の届出
- (3) 法第3条の3の規定による相続等による農地等の権利取得の届出
- (4) 法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内農地転用の届出
- (5) 法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内農地等の転用のための権利移動の届出
- (6) 法第18条第1項第4号の規定による農地等賃貸借解除の届出
- (7) 法第43条第1項の規定による農作物栽培高度化施設設置の届出

- 2 委員会は、前項の規定により提出された届出書の内容が適正であるか否かを審査し、その受理又は不受理を決定するものとする。
- 3 委員会は、第1項第4号又は第5号の届出の受理にあつては、条件を付すことができる。
- 4 委員会は、第2項の決定に基づき、受理通知書又は不受理通知書を届出者に交付するものとする。ただし、第1項第3号の届出に係る受理通知書は、届出者が希望する場合にのみ交付することとする。
- 5 前項の受理通知書の様式例は、次のとおりとする。
  - (1) 受理通知書（農地法第3条第1項第13号）（別記様式第1号）
  - (2) 受理通知書（農地法第3条第1項第14号の2）（別記様式第2号）
  - (3) 受理通知書（農地法第3条の3）（別記様式第3号）
  - (4) 受理通知書（農地法第4条第1項第7号）（別記様式第4号）
  - (5) 受理通知書（農地法第5条第1項第6号）（別記様式第5号）
  - (6) 受理通知書（農地法第18条第1項第4号）（別記様式第6号）
  - (7) 受理通知書（農地法第43条第1項）（別記様式第7号）
- 6 第4項の不受理通知書の様式例は、次のとおりとする。
  - (1) 不受理通知書（農地法第3条第1項第13号）（別記様式第8号）
  - (2) 不受理通知書（農地法第3条第1項第14号の2）（別記様式第9号）
  - (3) 不受理通知書（農地法第3条の3）（別記様式第10号）
  - (4) 不受理通知書（農地法第4条第1項第7号）（別記様式第11号）
  - (5) 不受理通知書（農地法第5条第1項第6号）（別記様式第12号）
  - (6) 不受理通知書（農地法第18条第1項第4号）（別記様式第13号）
  - (7) 不受理通知書（農地法第43条第1項）（別記様式第14号）
- 7 第4項の受理通知書により届出を受理された者が、当該届出に係る行為の全部又は一部を廃止したときは、次に掲げる様式例による取消願を委員会に提出して当該届出の取消しを受けなければならない。
  - (1) 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の取消願（別記様式第15号）
  - (2) 農地法第3条第1項第14号の2の規定による届出の取消願（別記様式第16号）
  - (3) 農地法第3条の3の規定による届出の取消願（別記様式第17号）

- (4) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消願（別記様式第18号）
  - (5) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消願（別記様式第19号）
  - (6) 農地法第18条第1項第4号の規定による届出の取消願（別記様式第20号）
  - (7) 農地法第43条第1項の規定による届出の取消願（別記様式第21号）
- 8 前項の取消願の提出による届出の取消しは、次の各号に定める要件の全てを満たすものでなければならない。
- (1) 前項第1号の取消願の提出による届出の取消しの場合、取消しを受けようとする土地について、当該届出に係る権利の設定又は移転が行われていないこと。
  - (2) 前項第2号の取消願の提出による届出の取消しの場合、取消しを受けようとする土地について、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）が農地中間管理権（同条第5項に規定する農地中間管理権をいう。）を取得していないこと。
  - (3) 前項第3号の取消願の提出による届出の取消しの場合、取得した権利の設定が行われていないこと。
  - (4) 前項第4号又は第5号の取消願の提出による届出の取消しの場合、当該届出に係る転用事業の着手について、工事が行われておらず、かつ、今後も行われる見込みがないこと。
  - (5) 前項第5号の取消願の提出による届出の取消しの場合、取消しを受けようとする土地について、当該届出に係る権利の設定又は移転が行われていないこと。
  - (6) 前項第6号の取消願の提出による届出の取消しの場合、取消しを受けようとする土地について、賃貸借が解除されていないこと。
  - (7) 前項第7号の取消願の提出による届出の取消しの場合、当該届出に係る農作物栽培高度化施設の設置について、工事が行われておらず、かつ、今後も行われる見込みがないこと。
- 9 第7項の取消願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
  - (2) 法第5条第1項第6号の規定による届出の取消願にあつては、土地の登録事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書。なお、届出受理後分合筆されている場合には、分合筆後の全部事項証明書とすること。）

(3) 法第4条第1項第7号、法第5条第1項第6号又は法第43条第1項の規定による届出の取消願にあつては、現況写真

(4) 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

10 委員会は、第7項の取消願により届出の取消しに正当な理由があると認める場合は、当該届出を取り消し、当該取消願に取消しを通知する日付その他必要事項を追記して取消通知書を作成の上、当該取消願の申請者に交付するものとする。

（国・山口県の公共事業の施行に伴う農地転用等の届出）

第3条 委員会は、国又は山口県（以下「公共事業施行者」という。）から公共事業の施行に伴う農地転用通知書若しくは公共事業の施行に伴う農地転用の承認申出書（公共事業の施行に伴う農地転用の取扱いについて（令和2年10月12日付け令2農業振興第793号山口県農林水産部農業振興課長通知）により関係機関（国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所、山口県の関係部署及び各市町）に通知された様式。以下同じ。）又はこれらに類する書面（以下これらをこの条において「届出書」という。）の提出により法第4条第1項第2号の規定による農地の転用の届出又は法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出があつたときは、直ちに公共事業施行者に対して届出は受理されるまでは、届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないよう指導するものとする。

2 委員会は、前項の規定により提出された届出書の内容が適正であるか否かを審査し、その受理又は不受理を決定するものとする。

3 委員会は、届出の受理にあつては、条件を付すことができる。

4 委員会は、第2項の決定に基づき、受理通知書又は不受理通知書を公共事業施行者に交付するものとする。

5 前項の受理通知書の様式例は、次のとおりとする。

(1) 受理通知書（農地法第4条第1項第2号）（別記様式第22号）

(2) 受理通知書（農地法第5条第1項第1号）（別記様式第23号）

6 第4項の不受理通知書の様式例は、次のとおりとする。

(1) 不受理通知書（農地法第4条第1項第2号）（別記様式第24号）

(2) 不受理通知書（農地法第5条第1項第1号）（別記様式第25号）

- 7 第4項の受理通知書により届出を受理された者が、当該届出に係る転用事業の全部又は一部を廃止したときは、次に掲げる様式例による取消願を委員会に提出して当該届出の取消しを受けなければならない。
- (1) 農地法第4条第1項第2号の規定による届出の取消願（別記様式第26号）
  - (2) 農地法第5条第1項第1号の規定による届出の取消願（別記様式第27号）
- 8 前項の取消願の提出による届出の取消しは、次の各号に定める要件の全てを満たすものでなければならない。
- (1) 転用事業の着手について、工事が行われておらず、かつ、今後も行われる見込みがないこと。
  - (2) 前項第2号の取消願の提出による届出の取消しの場合は、取消しを受けようとする土地について、当該届出に係る権利の設定又は移転が行われていないこと。
- 9 第7項の取消願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
  - (2) 現況写真
  - (3) 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
- 10 委員会は、第7項の取消願により当該届出を取り消し、当該取消願に取消しを通知する日付その他必要事項を追記して取消通知書を作成の上、当該取消願の申請者に交付するものとする。

（農地転用等の制限の例外としての届出）

第4条 委員会は、周南市、電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）をいう。以下同じ。）、認定電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）その他事業者から公共事業の施行に伴う農地転用通知書（周南市に限る。）、公共事業の施行に伴う農地転用の承認申出書（周南市に限る。）、農地転用許可不要届出書、事前調整申出書、事業計画書、協議書その他の書面（以下この条において「届出書」という。）の提出により法第4条第1項第8号及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条（同条第1号を除く。以下同じ。）の規定による農地の転用の制限の例外としての届出又は法第5条第1項第7号及び農地法施行規則

第 53 条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出があったときは、直ちに届出者に対して届出は受理されるまでは、届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないよう指導するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により提出された届出書の内容が適正であるか否かを審査し、その受理又は不受理を決定するものとする。
- 3 委員会は、届出の受理にあっては、条件を付することができる。
- 4 委員会は、第 2 項の決定に基づき、受理通知書又は不受理通知書を届出者に交付するものとする。
- 5 前項の受理通知書の様式例は、次のとおりとする。
  - (1) 受理通知書（農地法施行規則第 29 条）（別記様式第 28 号）
  - (2) 受理通知書（農地法施行規則第 53 条）（別記様式第 29 号）
- 6 第 4 項の不受理通知書の様式例は、次のとおりとする。
  - (1) 不受理通知書（農地法施行規則第 29 条）（別記様式第 30 号）
  - (2) 不受理通知書（農地法施行規則第 53 条）（別記様式第 31 号）
- 7 第 4 項の受理通知書により届出を受理された者が、当該届出に係る転用事業の全部又は一部を廃止したときは、次に掲げる様式例による取消願を委員会に提出して当該届出の取消しを受けなければならない。
  - (1) 農地法施行規則第 29 条の規定による届出の取消願（別記様式第 32 号）
  - (2) 農地法施行規則第 53 条の規定による届出の取消願（別記様式第 33 号）
- 8 前項の取消願の提出による届出の取消しは、次の各号に定める要件の全てを満たすものでなければならない。
  - (1) 転用事業の着手について、工事が行われておらず、かつ、今後も行われる見込みがないこと。
  - (2) 前項第 2 号の取消願の提出による届出の取消しの場合は、取消しを受けようとする土地について、当該届出に係る権利の設定又は移転が行われていないこと。
- 9 第 7 項の取消願には、前条第 9 項に掲げる書類を添付しなければならない。
- 10 委員会は、第 7 項の取消願により当該届出を取り消し、当該取消願に取消しを通知する日付その他必要事項を追記して取消通知書を作成の上、当該取消願の申請者に交付するものとする。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日農委要綱第6号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月20日農委要綱第10号)

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。

附 則 (令和7年12月25日農委要綱第13号)

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日農委要綱第8号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

受 理 通 知 書

周農委3条受理第 号

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付で届出書の提出があった農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第13号の規定による農地売買等事業による農地等の権利移動の届出についてはこれを受理し、  
年 月 日にその効力が生じたので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第14号）第2条第4項の規定により通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
譲渡人		
譲受人		

2 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	権 利 の 種 類	権 利 の 設 定 又は移転の別
	登 記 簿	現 況			

3 届出書が到達した日

年 月 日

- 注 1 譲渡人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載すること。

受 理 通 知 書

周農委3条受理第 号  
年 月 日

主たる事務所の所在地  
農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第14号の2の規定による農地中間管理事業による農地等の権利移動の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第14号）第2条第4項の規定により通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
譲渡人		
譲受人		

2 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	権利の種類	権利の設定 又は移転の別
	登 記 簿	現 況			

3 届出書が到達した日

年 月 日

- 注 1 譲渡人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載すること。

受 理 通 知 書

周農委3条の3受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法（昭和27年法律第229号）第3条の3の規定による相続等による農地等の権利取得の届出についてはこれを受理したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第14号）第2条第4項の規定により通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 権利を取得した者として届出があったものの氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登 記 簿	現 況		

3 届出書が到達した日

年 月 日

注 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

受 理 通 知 書

周農委4条受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号の規定による市街化区域内農地転用の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第3条第2項及び周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第14号）第2条第4項の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名		住 所		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 条件	(1) 農地転用が完了したときは、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱(令和6年周南市農業委員会要綱第15号)第5条の規定により、速やかに事業完了報告書を提出してください。 (2) 農地転用の内容の変更をする場合は、同要綱第4条第1項の規定により、あらかじめ事業計画変更届出書を提出してください。				

注 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載すること。

受 理 通 知 書

周農委5条受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項第6号の規定による市街化区域内農地等の転用のための権利移動の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第10条第2項及び周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第14号）第2条第4項の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	当事者	氏 名		住 所	
	譲渡人				
	譲受人				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 条件	(1) 農地転用が完了したときは、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第15号）第5条の規定により、速やかに事業完了報告書を提出してください。 (2) 農地転用の内容の変更をする場合は、同要綱第4条第1項の規定により、あらかじめ事業計画変更届出書を提出してください。				

注 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。  
 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載すること。

受 理 通 知 書

周農委 18 条受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 18 条第 1 項第 4 号の規定による農地等賃貸借解除の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 2 条第 4 項の規定により通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登 記 簿	現 況		

3 届出書が到達した日

年 月 日

- 注 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載すること。

受 理 通 知 書

周農委 43 条受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定による農作物栽培高度化施設設置の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 2 条第 4 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	(㎡)
		届出者が有する土地の権利の種類			
3 届出書が到達した日					

（留意事項）

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、農地法第4条第1項の規定に違反することとなることに留意すること。

- 注 1 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称、代表者の職名及び氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載すること。
- 2 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委 3 条不受理第 号  
年 月 日

主たる事務所の所在地  
農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地売買等事業による農地等の権利移動の届出については、以下の理由により受理しませんので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱(令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号)第 2 条第 4 項の規定により通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
譲渡人		
譲受人		

2 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	権利の種類	権利の設定 又は移転の別
	登 記 簿	現 況			

3 届出書が到達した日

年 月 日

4 受理しない理由

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 譲渡人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委3条不受理第 号  
年 月 日

主たる事務所の所在地  
農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第14号の2の規定による農地中間管理事業による農地等の権利移動の届出については、以下の理由により受理しませんので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第14号）第2条第4項の規定により通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
譲渡人		
譲受人		

2 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	権利の種類	権利の設定 又は移転の別
	登 記 簿	現 況			

3 届出書が到達した日

年 月 日

4 受理しない理由

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 譲渡人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委 3 条の 3 不受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条の 3 の規定による相続等による農地等の権利取得の届出については、以下の理由により受理しませんので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱(令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号)第 2 条第 4 項の規定により通知します。

1 権利を取得した者として届出があったものの氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登 記 簿	現 況		

3 届出書が到達した日

年 月 日

4 受理しない理由

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委 4 条不受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内農地転用の届出については、以下の理由により受理しませんので、農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 3 条第 2 項及び周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 2 条第 4 項の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名		住 所		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 受理しない理由					

(教示)

1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委 5 条不受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内農地等の転用のための権利移動の届出については、以下の理由により受理しませんので、農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 10 条第 2 項及び周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 2 条第 4 項の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	当事者	氏 名		住 所	
	譲渡人				
	譲受人				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 受理しない理由					

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委 18 条不受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付で届出書の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 18 条第 1 項第 4 号の規定による農地等賃貸借解除の届出については、以下の理由により受理しませんので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 2 条第 4 項の規定により通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登 記 簿	現 況		

3 届出書が到達した日

年 月 日

4 受理しない理由

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委 43 条不受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定による農作物栽培高度化施設の届出については、下記の理由により受理しませんので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 2 条第 4 項の規定により通知します。

記

1 届出者の氏名等	氏 名		住 所		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
		届出者が有する土地の権利の種類			
3 届出書が到達した日					
4 受理しない理由					

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称、代表者の職名及び氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載すること。

別記様式第 15 号（第 2 条関係）

農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出の取消願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

譲受人 主たる事務所の所在地  
農地中間管理機構の名称及び代表者氏名  
電話番号

申請者

譲渡人 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け周農委 3 条受理第 号をもって農地売買等事業による農地等の権利移動の届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
譲渡人		
譲受人		

2 届出受理を受けた土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	権利の種類	権利の設定 又は移転の別
	登記簿	現況			

3 取消の理由

取 消 通 知 書

周農委 3 条受理第 号の  
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 2 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

添付書類

- 1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
- 2 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）

別記様式第 16 号（第 2 条関係）

農地法第 3 条第 1 項第 14 号の 2 の規定による届出の取消願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

譲受人 主たる事務所の所在地  
農地中間管理機構の名称及び代表者氏名  
電話番号

申請者

譲渡人 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け周農委 3 条受理第 号をもって農地中間管理事業による農地等の  
権利移動の届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
譲渡人		
譲受人		

2 届出受理を受けた土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	権利の種類	権利の設定 又は移転の別
	登 記 簿	現 況			

3 取消の理由

取 消 通 知 書

周農委 3 条受理第 号の  
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 2 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

添付書類

- 1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
- 2 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）

別記様式第 17 号（第 2 条関係）

農地法第 3 条の 3 の規定による届出の取消願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け周農委 3 条の 3 受理第 号をもって相続等による農地等の権利取得の届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 権利を取得した者として届出受理を受けた者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出受理を受けた土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登 記 簿	現 況		

3 取消の理由

取 消 通 知 書

周農委 3 条の 3 受理第 号の  
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 2 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

## 添付書類

1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）

2 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）

注 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

2 代理人が申請をする場合

(1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。

また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。

(3) 任意代理人にあつては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

別記様式第 18 号 (第 2 条関係)

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の取消願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け周農委 4 条受理第 号をもって市街化区域内農地転用の届出を受  
理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた届 出者の氏名等	氏 名	住 所			
2 届出受理を受けた土 地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	(㎡)
3 届出受理を受けた届 出に係る転用の目的					
4 取消の理由					

取 消 通 知 書

周農委 4 条受理第 号の  
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱 (令  
和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号) 第 2 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

## 添付書類

- 1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
- 2 現況写真
- 3 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）

注 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

### 2 代理人が申請をする場合

(1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。

また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。

(3) 任意代理人にあつては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

別記様式第 19 号 (第 2 条関係)

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の取消願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け周農委 5 条受理第 号をもって市街化区域内農地等の転用のための権利移動の届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた届出者の氏名等	当事者	氏 名		住 所	
	譲渡人				
	譲受人				
2 届出受理を受けた土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	(㎡)
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 届出受理を受けた届出に係る転用の目的					
4 取消の理由					

取 消 通 知 書

周農委 5 条受理第 号の  
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱 (令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号) 第 2 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

## 添付書類

- 1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
  - 2 土地の登録事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書。なお、届出受理後分合筆されている場合には、分合筆後の全部事項証明書とすること。）
  - 3 現況写真
  - 4 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限り。）
- 注 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 代理人が申請をする場合
- (1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記載すること。
  - (2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。  
また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。
  - (3) 任意代理人にあつては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

別記様式第 20 号 (第 2 条関係)

農地法第 18 条第 1 項第 4 号の規定による届出の取消願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け周農委 18 条受理第 号をもって農地等賃貸借解除の届出を受理  
されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出受理を受けた土地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (m <sup>2</sup> )	備 考
	登 記 簿	現 況		

3 取消の理由

取 消 通 知 書

周農委 18 条受理第 号の  
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱 (令  
和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号) 第 2 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

## 添付書類

1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載する。）

2 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）

注 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

2 代理人が申請をする場合

(1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。

また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。

(3) 任意代理人にあつては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

別記様式第 21 号（第 2 条関係）

農地法第 43 条第 1 項の規定による届出の取消願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け周農委 43 条受理第 号をもって農作物栽培高度化施設設置の届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた届出者の氏名等	氏 名	住 所			
2 届出受理を受けた土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	(㎡)
		届出者が有する土地の権利の種類			
3 取消の理由					

取 消 通 知 書

周農委 43 条受理第 号の  
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 2 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

## 添付書類

- 1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
- 2 現況写真
- 3 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）

注 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

### 2 代理人が申請をする場合

(1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。

また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。

(3) 任意代理人にあつては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

受 理 通 知 書

周農委 4 条受理第 号  
年 月 日

公共事業施行者 名称

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって（ ）の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定による公共事業の施行に伴う農地の転用の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 3 条第 4 項の規定により通知します。

1 事業者の氏名等 (土地所有者)	名 称	事務所の所在地			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
3 書面が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 条件	(1) 農地転用が完了したときは、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱(令和 6 年周南市農業委員会要綱第 15 号) 第 5 条の規定により、速やかに事業完了報告書を提出してください。 (2) 農地転用の内容の変更をする場合は、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、あらかじめ事業計画変更届出書を提出してください。				

注 1 ( ) 内には、提出のあった書面の名称を記載すること。

2 届出の効力発生は、書面が到達した日であるので、その日付を記載すること。

受 理 通 知 書

周農委 5 条受理第 号  
年 月 日

公共事業施行者 名称

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって（ ）の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 1 項第 1 号の規定による公共事業の施行に伴う農地等の転用のための権利移動の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 3 条第 4 項の規定により通知します。

1 事業者の氏名等	当事者	氏名（名称）		住所（所在）	
	公共事業施行者				
	土地所有者				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	(㎡)
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 書面が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 条件	(1) 農地転用が完了したときは、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 15 号）第 5 条の規定により、速やかに事業完了報告書を提出してください。 (2) 農地転用の内容の変更をする場合は、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、あらかじめ事業計画変更届出書を提出してください。				

- 注 1 土地所有者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 ( ) 内には、提出のあった書面の名称を記載すること。
- 3 届出の効力発生は、書面が到達した日であるので、その日付を記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委 4 条不受理第 号  
年 月 日

公共事業施行者 名称

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって（ ）の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定による公共事業の施行に伴う農地の転用の届出については、以下の理由により受理しませんので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 3 条第 4 項の規定により通知します。

1 事業者の氏名等 （土地所有者）	名 称		事務所の所在地		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
3 書面が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 受理しない理由					

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 1 土地所有者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

2 ( ) 内には、提出のあった書面の名称を記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委 5 条不受理第 号  
年 月 日

公共事業施行者 名称

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって ( ) の提出があった農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 5 条第 1 項第 1 号の規定による公共事業の施行に伴う農地等の転用のための権利移動の届出については、以下の理由により受理しませんので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱 (令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号) 第 3 条第 4 項の規定により通知します。

1 事業者の氏名等	当事者	氏名 (名称)		住所 (所在)	
	公共事業施行者				
	土地所有者				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	(㎡)
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 書面が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 受理しない理由					

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 1 土地所有者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

2 ( ) 内には、提出のあった書面の名称を記載すること。

別記様式第 26 号 (第 3 条関係)

農地法第 4 条第 1 項第 2 号の規定による届出の取消願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 公共事業施行者 名称


年 月 日付け周農委 4 条受理第 号をもって公共事業の施行に伴う農地の転用の届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた事業者の氏名等	名 称	事務所の所在地			
2 届出受理を受けた土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
3 届出受理を受けた届出に係る転用の目的					
4 取消の理由					

取 消 通 知 書

周農委 4 条受理第 号の  
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 3 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 

添付書類

- 1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
- 2 現況写真
- 3 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）

別記様式第 27 号 (第 3 条関係)

農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出の取消願

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 公共事業施行者 名称

年 月 日付け周農委 5 条受理第 号をもって公共事業の施行に伴う農地等の転用のための権利移動の届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた事業者の氏名等	当事者	氏名 (名称)		住所 (所在)	
	公共事業施行者				
	土地所有者				
2 届出受理を受けた土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	
	権利の種類及び設定又は移転の別				
3 届出受理を受けた届出に係る転用の目的					
4 取消の理由					

取 消 通 知 書

周農委 5 条受理第 号の

年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱 (令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号) 第 3 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

添付書類

- 1 受理通知書 (紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。)
- 2 現況写真
- 3 取消理由を補強する書面等 (書面等がある場合に限る。)

受 理 通 知 書

周農委則 29 条受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって（ ）の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条第 号の規定による農地の転用の制限の例外としての届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 4 条第 4 項の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名		住 所		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
3 書面が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 条件	(1) 農地転用が完了したときは、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 15 号）第 5 条の規定により、速やかに事業完了報告書を提出してください。 (2) 農地転用の内容の変更をする場合は、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、あらかじめ事業計画変更届出書を提出してください。				

- 注 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 ( ) 内には、提出のあった書面の名称を記載すること。
- 3 「第 29 条第 号」には、農地法施行規則第 29 条の該当する「号番号」を記載すること。
- 4 届出の効力発生は、書面が到達した日であるので、その日付を記載すること。

受 理 通 知 書

周農委則 53 条受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって（ ）の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 1 項第 7 号及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 53 条第 号の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 4 条第 4 項の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	当事者	氏 名		住 所	
	譲渡人				
	譲受人				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 書面が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 条件	(1) 農地転用が完了したときは、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱(令和 6 年周南市農業委員会要綱第 15 号) 第 5 条の規定により、速やかに事業完了報告書を提出してください。 (2) 農地転用の内容の変更をする場合は、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、あらかじめ事業計画変更届出書を提出してください。				

- 注 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。  
 2 ( ) 内には、提出のあった書面の名称を記載すること。  
 3 「第 53 条第 号」には、農地法施行規則第 53 条の該当する「号番号」を記載すること。  
 4 届出の効力発生は、書面が到達した日であるので、その日付を記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委則 29 条不受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって（ ）の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条第 号の規定による農地の転用の制限の例外としての届出については、以下の理由により受理しませんので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 4 条第 4 項の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	名 称	住 所			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	(㎡)
3 書面が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 受理しない理由					

(教示)

1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 ( ) 内には、提出のあった書面の名称を記載すること。
- 3 「第 29 条第 号」には、農地法施行規則第 29 条の該当する「号番号」を記載すること。

不 受 理 通 知 書

周農委則 53 条不受理第 号  
年 月 日

届出者 住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって（ ）の提出があった農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 1 項第 7 号及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 53 条第 号の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出については、以下の理由により受理しませんので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 4 条第 4 項の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	当事者	氏 名		住 所	
	譲渡人				
	譲受人				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	(㎡)
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 書面が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					
5 受理しない理由					

(教示)

1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、周南市を被告として（訴訟において市を代表する者は農業委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記載すること。

2 ( ) 内には、提出のあった書面の名称を記載すること。

3 「第 53 条第 号」には、農地法施行規則第 53 条の該当する「号番号」を記載すること。

別記様式第 32 号（第 4 条関係）

農地法施行規則第 29 条の規定による届出の取消願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け周農委則 29 条受理第 号をもって農地の転用の制限の例外としての届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた届出者の氏名等	名 称	住 所			
2 届出受理を受けた土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
3 届出受理を受けた届出に係る転用の目的					
4 取消の理由					

取 消 通 知 書

周農委則 29 条受理第 号の  
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 4 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

添付書類

- 1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
- 2 現況写真
- 3 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）

別記様式第 33 号（第 4 条関係）

農地法施行規則第 53 条の規定による届出の取消願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け周農委則 53 条受理第 号をもって農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた届出者の氏名等	当事者	氏 名		住 所	
	譲渡人				
	譲受人				
2 届出受理を受けた土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 届出受理を受けた届出に係る転用の目的					
4 取消の理由					

取 消 通 知 書

周農委則 53 条受理第 号の  
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 14 号）第 4 条第 10 項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

添付書類

- 1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
- 2 現況写真
- 3 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限り。）